

## 人事院が月例給と一時金を引き上げる勧告・報告

人事院は8月7日に国会と内閣に対し、月例給官民較差0.96%(3,869円)を均衡させるため、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で平均1.1%(5.2~0.3%)の引上げ改定をすること、一時金は0.10月分引き上げることなどの勧告・報告を行いました。

### 本年の給与勧告のポイント（駐労関連を抜粋）

- 月例給：民間給与との較差(0.96%)を解消するため、俸給表月額を引き上げ
- ボーナス：民間支給割合に見合うよう4.40月分 → 4.50月分に引き上げ（+0.10月分）

	6月期	12月期
2023年度 期末手当	2.20月（支給済）	2.30月
2024年度 期末手当	2.25月	2.25月

※なお、高齢従業員の改定については、まだ数字が出されておられませんので確認できしだい報告します。

- 在宅勤務（テレワーク）等手当の新設と、それに伴う通勤手当の取り扱いを措置  
※2024年4月1日から実施

これを受けて公務員連絡会は、①月例給に関しては、若年層に重点を置きつつも俸給表全体の改定を勝ち取ることが出来たことは、課題は残るところではあるが、この間の交渉の到達点として受け止める、②一時金に関しては、2年連続の引上げを勝ち取るとともに、期末手当への配分については、97年勧告以来となる引上げとなった、③これら月例給および一時金の引上げは、この間大規模自然災害や感染症対策などで奮闘する現場の職員の労苦に応えるべきであること、などを内容とする声明を發しました。

また、代表者会議では人事院勧告等を踏まえ、第3次全国統一行動として、勧告後速やかに各構成組織の実情に応じた行動等を実施することなどを確認。あわせて、国家公務員制度担当大臣及び厚生労働大臣に対し、勧告通り実施することを求める要求書を提出することとしました。

声明、要求書に関しては公務労協HP (<https://www.komu-rokyo.jp/>) でご確認願います。